

# 特記仕様書

## 第1条 適用

本特記仕様書は、「R1吉土 伊沢谷川 阿波・阿波東正広～西柴生 緊急河川維持業務(3)」に適用するものとする。

## 第2条 総則

設計書及び本特記仕様書に記載なき事項については、「徳島県土木工事共通仕様書」等によるものとし、本特記仕様書は共通仕様書より優先する。

## 第3条 作業の実施時期

本業務の実施時期及び実施箇所は監督員より指示する。

## 第4条 現場責任者

受注者は「現場責任者届」を契約後7日以内に、監督員へ提出し確認を受けなければならない。また、併せて「事故発生時連絡者届出書」を提出するものとする。

## 第5条 業務管理等

本業務の施工管理及び規格値の基準については、「徳島県土木工事施工管理基準(案)平成28年7月」を準用し実施するものとする。

- 2 業務写真は、同一箇所で業務着手前・作業状況・業務完了を対比させて添付することとする。なお、撮影箇所及び頻度は監督員と協議すること。
- 3 伐竹木完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
- 4 草木類の運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底すること。
- 5 段階確認及び完了時には、監督員の検査立会を受けること。
- 6 その他疑義が生じた段階で監督員へ相談すること。

## 第6条 起工測量の実施

河川内の業務施工に先立ち、起工測量を行うこと。

## 第7条 作業中の留意事項等

伐木竹作業において、できる限り濁水の直接流出を防ぐよう努め、周辺環境への影響に配慮し必要な対策を行うこと。また、対策方法等について監督員と協議し、必要と認められる経費については、変更契約できるものとする。

- 2 不慮の大雨による洪水等に対して、日々の気象状況の変化について情報収集を行い、作業員の避難手段及び重機・資材等の退避方法について事前に想定し確保するなど、安全な作業に努めること。

#### 第8条 竹・草木類の搬出等

竹・草木類の運搬については、元請が行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。

- 2 竹・草木類の搬出先については、廃掃法第7条第4項一般廃棄物の処分業の許可先への搬出を行うこと。
- 3 一般廃棄物許可処分場での処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。
- 4 竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

#### 第9条 交通誘導員等

本業務については、交通整理員を見込んでいないが、必要となった場合は、監督員と協議するものとし、必要と認められる場合は変更契約を行うものとする。

#### 第10条 その他

仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うものとする。  
また、不慮の大雨による洪水等に対する安全対策についても、避難手段を確保する等して作業を行うこと。

東部県土整備局長 殿

受注者 住所  
氏名

印

## 現場責任者届

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	( . . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。  
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
  - (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
  - (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。